

建設経済常任委員会

平成24年9月20日（木曜日）

建設経済常任委員会

平成24年9月20日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第10号 平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第12号 平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について

議案第14号 旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（7名）

委員長 平野 忠 作
委員 嶋田 茂 樹
委員 嶋田 哲 純
委員 林 七 巳

副委員長 宮澤 芳 雄
委員 日下 昭 治
委員 滑川 公 英

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 林 俊 介

説明のため出席した者（17名）

副市長 増田 雅 男
商工観光課長 堀江 隆 夫
建設課長 北村 豪 輔
下水道課長 加瀬 喜 久
農業委員会
事務局 加瀬 恭 史

財政課長 加瀬 正 彦
農水産課長 大久保 孝 治
都市整備課長 伊藤 恒 男
水道課長 新行内 弘
その他担当員 8名

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋
主 査 榎 澤 茂

事務局次長 向 後 嘉 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（平野忠作） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

昔より、暑さ寒さも彼岸までという例えがありますがけれども、最近はなかなか暑さのほうも低くなりません。委員の皆様方におかれましては、まだまだ今月いっぱい暑さが続く模様でございますので、健康管理のほうには十分留意をされますようよろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 俊介） おはようございます。

委員の皆様方には、暑い中、大変ご苦労さまでございます。

本日、付託いたしました一般会計補正予算を含む3議案について審議をいただくものでございます。どうぞ慎重なる審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。

では、平野委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日、審査をお願いいたします議案は、議案第10号、平成24年度一般会計補正予算、議案第12号の24年度農業集落排水事業特別会計補正予算、それと議案第14号の長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例改正の3議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努

めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

本日はご苦労さまでございます。

○委員長（平野忠作） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（平野忠作） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 9 月 7 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第10号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第14号、旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 3 議案であります。

初めに、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、農水産課にかかわります一般会計補正予算について、追加して補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出からご説明いたします。

予算書15ページをご覧ください。

下段のほうにございますが、6 款 1 項 2 目農業総務費、説明欄 1 番、自家消費作物等放射性物質簡易検査事業301万2,000円でございますが、市民の方々が自家消費を目的とした農水産物についての放射性物質簡易検査委託料でございまして、検査に係る容器等、これは消耗品類ですが、それらの初期費用といたしまして49万2,000円、検査料は 1 件当たり税込みで 6,300円でございますが、これを400件見込み、計上いたしました。なお、市民の皆様より検査にかかる手数料はいただかないこととしてございます。

次の欄で、6 款 1 項 3 目農業振興費でございます。説明欄 1 番、地域農業経営再開復興支援事業621万円でございますが、一般的には、人・農地プランと呼ばれているものでございますが、東日本大震災による被災地におきましては、経営再開マスタープランと読み替えら

れたものでございます。

内容といたしましては、食料自給率向上を目的に本年度より施行されました新たな制度でございまして、その地域における高齢化や後継者がいないなどの理由により、やむを得ず離農することによる耕作放棄地や遊休農地を作らないため、農地利用集積を適用し、経営規模拡大を目指す担い手にその耕作をゆだねることとするものでございます。

大前提といたしましては、地域の合意形成を要することとしております。ここで言う地域でございしますが、小さくは集落単位から可能としておりますが、旭市におきましては、市内全域を対象として考えてございます。

16ページをご覧いただきたいと思います。

計画策定支援業務委託料600万円の内容でございしますが、農地を貸したい、借りたいとの意向確認等を目的としたアンケート調査による個別意見の集約・分析業務で170万円、当該農地の位置確認等、集積を目的とする利用図の作成で430万円と予定するものでございます。

続きまして、6款1項5目農地費、説明欄1番、農業水利施設改修事業854万1,000円でございますが、昨年の災害復旧事業として採択されませんでした農業用排水路に係る復旧工事に対する補助金で、大利根土地改良区へ交付しようとするものでございます。

続きまして、説明欄2番、農地・水保全管理事業33万3,000円を追加するものでございますが、事業内容といたしましては、地域による農地、農業用施設等の資源保全を目的とした活動に対する交付金といたしまして、それぞれの地域へ交付するものでございまして、当初見込みました面積が対象地域の入れ替え等によりまして増加したことにより、追加をお願いするものでございます。

続きまして、説明欄3番、農業集落排水事業特別会計繰出金5,086万8,000円でございますが、議案第12号で上程いたしました平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の財源として、一般会計から繰り出そうとするものでございます。

続きまして、6款2項1目林業総務費でございます。説明欄1番、保安林植栽事業310万5,000円でございますが、松くい虫被害を受けて枯れてしまいました保安林へ新たな植栽を行おうとするものでございまして、場所は中谷里地先を予定してございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしたいと思います。

少し戻りまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

下のほうになりますが、14款2項4目農林水産業費県補助金600万円でございますが、歳出でご説明いたしました地域農業経営再開復興支援事業、いわゆる経営再開マスタープラン

策定への県補助金でございます。

続きまして、10ページをご覧くださいと思います。

一番下でございますが、19款5項3目雑入310万円でございますが、歳出でご説明いたしました保安林植栽事業へ充当するものでございまして、緑の募金より東日本大震災復興事業として交付されるものでございます。

農水産課に係る補足は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、商工観光課所管の補足説明をさせていただきます。

ページは17ページをご覧くださいと思います。

17ページ、7款1項2目商工振興費を説明させていただきます。説明欄のところをご覧くださいと思います。

旭市特産品開発事業231万8,000円でございます。本年度から新規事業としまして、市内の事業者等、新たな特産品づくりの取り組みを行う、そういう際に、事業費の2分の1、上限が50万円、そういうことで支援をする事業を立ち上げてございます。当初予算としまして100万円を計上させていただきました。今回、取り組みが多いというようなことで、新たに231万8,000円を補正させていただくものでございます。

なお、既に4件取り組みを行っております。主な内容としましては、飯岡地区のお菓子の製造業者、この方々がチームを組みまして、新たな商品開発を行う。あるいは水産加工者がイワシの加工品に組み込む。あるいはモツカレーのレトルト化の商品化に組み込む。あるいは地元で栽培されましたお米を使って日本酒の商品化に組み込む。というような取り組みを現在行っております。

今回、新たに補正をさせていただきまして、新たな取り組みを募集をさせていただいて、特産品づくりに活用させていただきたい、そういうふうに考えております。

説明は以上で終わります。

○委員長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、建設課ですけれども、補正予算書の5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費です。橋梁新設改良事業で1億2,000万円を計上したものです。千葉県東部図書館西側、仁玉川にかかる橋の架け替え工事です。契約方法が一般競争入札になりますので、契約事務に一定の日数が必要になり、年度内の完成が見込めないため、あらかじめ

め予算の繰り越しをお願いするものです。

建設課からは以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

嶋田哲純委員。

○委員（嶋田哲純） 1つお願い申し上げます。

大利根土地改良区、今600万円と説明がありましたが……

○委員長（平野忠作） ページ数をまず。

○委員（嶋田哲純） ページ数は16ページ。

それと、干潟土地改良区があるわけでございますが、これは配分はなかったですか。

○委員長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） これは、いわゆる液状化による被災地区ということで、干潟土地改良区の中にはございませんでした。大利根にまだ散在するものでございます。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 本会議におきまして、補足説明並びに議案質疑等でご回答申し上げたとおりでございますので、特に追加して説明するものはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 管渠を入れるということなんですけれども、大正道路に大体800メートルぐらいですか。

○委員長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 場所は、排水処理場、袋の溜のところから県道へ出まして、その北側の農協の出荷場がございます。その間までの800メートルを予定してございます。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 質疑の中で、あまり原因が分からないと言ったけれども、実際に20年ぐらい前なんですけれども、普通であると、交通量が多くなれば必ず地盤沈下が起こって、共和土地改良区のほうで、そのときに幹線道路がほとんどパンクしたんですよ。だから、これもそういう影響が考えられると思うんですけれども、ただあまり古いことだから、今の時代には責任がないということ。

○委員長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 農林水産省の補助金でございまして、県道に布設したのは歩道の下なんです。ですから、当時は荷重がかからない部分で、いわゆる塩ビ管ではなく、もっと安いものを使用しろということで、いわゆる陶製のセラミック管と言いますが、セラミック管にしたと思われます。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 今回、これを補正されたのは繰出金、この科目で、第12号においては繰入金になるんですけれども、そのみの補正だと思うんですけれども、昨年度の残金があると思うんですよ。これだと補正、当初で500万円の繰越金を見込んでいたわけなんですけれども、これは500万円ぴったりではなかったと思うんですけれども、ちょっと決算のほうを忘れましたけれども、そういうようなものはなかったのかどうか、その辺をちょっと伺いたいですけれども。

○委員長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 確かに繰越金ということで金額がございます。ただ今回は、これは議案質疑のところでもご説明したんですが、財源を災害復興交付金ということで、これは該当するということでしたので、そちらの財源を優先して使わせていただくようにしております。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） そういうことではなくて、使うのではなくして、繰越金をこの補正に、500万円以上あれば、500万円以上のものはここに入れるべきじゃないのかなと思うんですけれども、これは今回入っていないと思うんですよ、昨年度の繰越金。決算が終わらないけれども、ほかのやつは全部すべて入ると思うんですよ。見込みではもう既に、出納閉鎖しているわけですから。

今回、9月の中で入ってこないんだけど、それは12月辺りで、今度はその繰越金とし

て、これは入れることになるのかな。

○委員長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） この辺は、復興交付金のほうの財源を特に入れておりまして、その部分で……

（発言する人あり）

○農水産課長（大久保孝治） 申し訳ございません。繰越金につきましては、一応様子見という形で、当初予算ではもう500万円を見込んでございます。

（発言する人あり）

○農水産課長（大久保孝治） 一応、この先補修が……

（発言する人あり）

○農水産課長（大久保孝治） 申し訳ございませんが、3月までの間で突発的な部分に対する財源として今回は留保しております。

といいますのも、この4月からその異常水の発生で、途中のポンプが24時間フル稼働等してまして、補修が結構ございましたので……

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） あのね、23年度繰越金は出たんですよ。六百何万円出ていると思うんですね。それがなぜここで500万円の当初予算のみであって、補正で、これであれば500万円見込んでいたんですから、百何十万は繰り越しで入ると思うんですよ、もう決算が終わっているんですから。決算の認定は終わっていないなくても、出納年度が終わっているんですから。そうすると、百数十万は本来ならば、ここの補正で入れるべきじゃないんでしょうかということなんですよ。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 確かに決算で670万円ほど出ておりますが、残りの170万円については、今、再三申し上げますが、3月までの留保資金ということでまだ計上してございません。この先、その施設の老朽部分等ございますので、突発的な部分に対応するための財源として、申し訳ありませんが、いわゆるへそくりとして、まだ留保させていただいております。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） へそくりとか何とかじゃなく、何かちょっと意味が分からないですけれ

ども、個人でやるならへそくりでいいですよ。だって、行政で繰越金が出ていれば、24年度に入れて、24年度から支出できるものだと思うんですね、24年度に事業を起こすわけですから。23年度に明許費で繰り越ししてあるんだったら、そういった財源があるということは当然だと思いますけれども、23年度はもうすべて終わったんですよ。であれば、24年度に繰越金として入れて、それで24年度で事業を起こすのが普通じゃないんですか。それを何かへそくりというような話なんだけれども。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 実は、一般会計からの繰入金、当初予算でも3,013万2,000円ほど見込んでございます。この辺は財政との協議の中で、繰越金を満額、今、入れるのではなく、あくまでも留保財源として調整をなさいということでしたので、あえて全額入れておりません。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） そうしますと、170万幾らちょっとあるお金は、一般会計のほうへ戻すことも含めてあるということですか、留保資金という、全くこの農業集落排水のほうの繰越金でなくして。そういう理解をしちゃっていいんですか。

いわば580万円、今回繰り入れをするんですけれども、そのうちの相殺して400万円ぐらい。400万円ぴったりじゃないですよ、400万円くらいが入って、あとは一般会計にまた返すということですか。それとも12月に一たんもう一回入れるんですか、これ。本来ならば、9月だから入れるべきだと思っていたんですけれども。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 今回の補正を入れまして、繰入金は8,100万円ほどございます。これにつきましては……

（発言する人あり）

○農水産課長（大久保孝治） いや、繰入金と繰越金のご関係でございます。繰越金については、160万円ほどまだ留保しております。最終的に年度末、3月で精算という形で、一般会計からの繰入金並びに23年度の繰越金等の調整をいたしまして、3月で最後、歳入歳出のほうの調整をいたしたいと思います。今現在はその160万円ほどは、あくまでもそこへ持っていくまでの留保財源ということで、ご認識をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） そういうことは理解するとかしないとかではなくて、やはり全くこれは会計が違うと思うんですよ。市だから、これは市全体で同じものを、特別会計だからいいんですけれども、これが1つの、例えば個人だったら、こういうことは絶対あり得ないと思うんですね、年度末になるまで持っていかなければ分からないということは。

それは市だから、一般会計から繰り出したり繰り入れたりするから、まあそういうことで調整できると思うんですけれども、例えば、余ったら年度末で入れてもいいと思うんですよ。一般会計に繰り戻しというのかな。そういう形でいいと思うんですけれども、本来なら繰越金であるから、当然この会計のものとしてやるべきものがあつたんじゃないかなということで、実は聞いたんですけれども、それはそれで、最終的には年度末に。そうしますと、最終的には来年度にならなきゃ分からなくなるということですよ、これが、要するに170万円の行方というのは。そういうことになりますよね。

だから、一たんはここへ入れておいて、そのときに繰り戻し金という形で一般会計へやるということはあると思うんですけれども、全くこれは宙に浮いちゃっているんですよ、このままだと170万円くらい。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） 今の日下委員の質問ですけれども、じゃ、財政法上のことがあるので、財政課長を出席させて答弁させますから、それでご了解願います。

ちょっと休憩をお願いします。

○委員長（平野忠作） しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時35分

○委員長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、休憩前の議論ということでお伺いいたしましたけれども、決算

で670万円ほどの剰余が出ていると。これが繰越金になっている。そのうち予算では、農業集落排水では500万円しか見ていない。残りの170万円ほどは、どうするのかということだったと思います。

まず、予算の大原則なんですけれども、1つ、収支の均衡というのがあります。収入で見るときには、それに対応する支出が必要になるということがございます。

それと、あと一般会計は企業会計と違いまして、出入りをすべてその中で明らかにして、収入が多くて支出が少ない、要するに企業会計であれば、それが利益という形で、その時点での補正後の数字が出るんですけれども、一般会計、これは特別会計ですけれども、それはございません。ということで、一般会計も同じなんですけれども、これらについては留保、いわゆる、まだもう半年ありますから、このときに、何かが起こったときに、出すべきお金がなければ対応できないだろうということで、持っているのが一般的です。

一般会計も同じなんですけれども、例えば、普通交付税が82億円で決定されていますけれども、予算上は78億円しか見ていないと。そうすると、4億8,000万円ほど留保財源を現実に持っています。それはそういうことが、今後、例えば一般会計の中で補正すべき事業、そういったものが出てきたときに、余裕のお金がなければ、その歳入を見込めないという形になってしまいますので、一般財源として手当てできるもの、これは確保しておくというのが財政一般の考え方でございます。

だから、農業集落排水におきましても170万円、額はそれほど大きくはないんですけれども、それらは今後何かあったためのために留保しておくということで、今回この補正予算を編成しているという状況でございます。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 留保というのは、今、話をして、先ほどもその話だと思うんですね。

しかし、例えば、170万円の繰り越しがない、今現状としてはなくなっちゃうわけですよ。今、ありますよ、現実はあるんですよ、分かりますよ、それは。しかし、ここの会計の中にはないわけですよ。その金が入れておいて出るんだったらいいんですけれども、入れないものが、これから出るということになるとおかしいと思うんですね。だから、私は入れておいて、多分その繰り戻しであるかどうか分かりませんが、そういうこともできないのかなということを思ったんですよ。

それと今、財政課長、収支の均衡と、そのとおりだと思うんですよ。であるから、昨年度の決算の話も一言やらせていただきましたけれども、均衡、大幅にずれているんです、あれ

がね、本当のことを言って。均衡は、本来なら、編成は間違っているということを私は言いますけれども、本来ならば、収支の均衡バランスを、ととてもとらなきゃならない編成なんですよ。

であるから、そういう監査委員の指摘も受けませんでしたかということを言いましたけれども、本来ならば受けるべきなんですよ、あれは。ああいうことがあったら、おかしいんですから、均衡バランスが崩れているんですから。

そういうことで、分かりました。それは今回170万円はありますよということで、ただ、ここには計上されないけれども、ありますよということで、いつか入ってくるということもあるということですね、この170万円。このままもし必要となくなれば、170万円は最後の補正、3月あたりの補正でどういう処理をするか、今後されるということでよろしいですか。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、歳入なんですけれども、予算を措置します。それで歳入については、例えば、今回500万円という繰り越しの予算を組んであります。だけれども、現実には670万円出ましたと。そうすると、調定票は670万円で切ります。ですから伝票上はもう既にお金が余分に入ってきている状況になります。歳入はそれが認められます。

ただ、歳出については、予算措置をしていないものは出せないと、それ以上の伝票は切れないという、だから、歳入と歳出のこの性質の違いというものもあるということで、そのところはご理解いただきたいと思います。

その部分を今回、このような議論になっておりますから、最終的に入れて、全部収支を合わせて、例えば一般会計からの繰り出しがありますから、その部分を戻していただくとか、そういう措置は最終的に必要になるかどうかは、またどれだけのお金が残っているかで議論したいと思います。それについては、また繰り越しにする可能性もあります。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第14号、旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ご承知のように、長熊釣堀センター、これは江戸時代の椿の海と呼ばれていたこの湖を干拓した際に造られました13のため池、その中の一つということで理解をしております。

昭和63年に開業しまして、平成20年に大幅なリニューアルの工事を実施いたしました。年間利用者、昨年のデータからしますと、1万9,000人を超えているということでございます。ただ中身的には、実は市内の方、市外の方を分けますと、市内の方が4分の1、市外の方が4分の3、そういうパーセントになっているかと思います。特に、子ども・女性の方の利用が少ないというようなことで、この辺を将来的には、子ども・女性の方の入場者の確保、そういうことが必要かというふうに我々は考えております。

そんなことで、今回、長熊釣堀センターにつきましては、指定管理者制度の導入、これに伴います所要の改正をさせていただくものでございます。この指定管理者の導入につきましては、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、これに基づきまして、我々は公募をしたい、そういうふうに考えております。公募という制度で、来年4月からスタートをさせたい、そういうふうに考えております。

そんなことで、この後に本条例案を可決いただきましたらば、指定管理者の候補者選定委員会等を立ち上げしまして、その中で、最終的には議会におきまして、指定管理者の指定を議決いただくものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

嶋田哲純委員。

○委員（嶋田哲純） 何点かお聞きしたいと思います。

まず、指定管理者でございますが、これは年齢制限はどのくらい、上と下でどのくらいの年齢で、指定管理者のあれを決めるわけでございますか。それを教えていただきたいと思います。

それから、もし指定管理者になった場合には、もしフナとかそういうものが事故で全滅した場合には、どのような対処をするのか、お願いしたいと思います。その2点でございます。

○委員長（平野忠作） 嶋田哲純委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今回の指定管理者の導入につきましては、人を指名することじゃなくて、そこを管理していただく団体、そういうことで我々は考えております。で

すから、個人にそこを任せるということじゃなくて、組織・団体ということでございます。
今、認められているのはNPOとか、企業も認められておりますけれども、そういう組織に対して指定管理者制度を導入させていただきたい。

また、そこの中の働いていただく方の年齢等につきましては、その組織の中で十分、ということで、年齢制限につきましては、そういうことでございます。

それと、フナの全滅等につきましては、管理協定の中で、指定管理者が落ち度があるのかという部分、その辺の部分については、これからちょっと議論をして、その辺につきましても協定の中で、協定していきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（平野忠作） ほかに。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 今、嶋田委員がヘラブナが浮き上がっちゃった場合というのを言いましたけれども、これは実際に20年に改修したときに、5,000万円くらい浮いているんですよ。それで、逆転層が6.5メートルぐらいあるから、それを地下から上まで上げるというようなことを、設備をしろということになって、設計もできたのに実際にはやらなかったんですよ。

それで、もしそういうことになって、今、哲純委員が言ったようなことになった場合にはどうするのか。実際には、今、ただ上のほうだけ、少しだけ動かしていると思うんですよ。一番深いところは6.5メートルぐらいあるので、多分、上と下では水の温度がべらぼうに違っているので、それをミックスするために、下から上げるというのだけをやらなかったんですよ、当時の課長が。そこだけ抜いて、相当な予算を余らしたんですよ。そのときにも委員会でも言ったんですけども、確実な答えは出ていないんですよ。これから、もしそういうことだったら、最初の設計どおりにやる気があるのかなのか。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、委員のほうからありましたように、長熊の釣堀センター、深さ的には1メートル80から5メートル60、こういうことで我々も理解しております。

今の水の浄化の部分につきましては、ちょっとまた勉強しますけれども、その中も、協定の中にちょっと書き込んで、その部分で、もし事故があれば管理者の責任ではないのかな、責任でないとい問われないのかなと、そういうことで、きょう言った、ご質問いただいた部分

はちょっと勉強させていただきたいと思います。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） もともともう逆転層があるというのを想定してやってもらわないことには、多分駄目だと思うんですよね。本当に上と下が水温も違うのに、それをミックスさせる装置がついていないんですよ。ただ浄化装置はついてますよね。でもミックスさせる装置というのは、手抜きでやっていないんですよ。

だから、その辺を了承して、例えば公募でもした場合に、じゃ、どっちの責任かということになったら、今までは全然なっていませんけれども、最初にやったときには、多分投入したものの3分の2は死んでいますよね、5月に。行政はやってはいますが。

そういうこともなきにしもあらずなもので、その辺のことをちゃんと対応できるようなことで、この指定管理者にそれも言っていたかないと、設備がどうのこうのと言われたら、結局行政側の責任になっちゃうと思うんですよね。その辺も考慮して、地元であろうと市外であろうと、そういう企業ないし団体が来た場合には、その辺の説明責任というものが絶対必要ではないかと思うんですが。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、ご指導いただいた件につきましては、十分、課の中で検討しながら、指定管理の手続きの中で議論していきたいと思います。本当にありがとうございます。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 何点か聞きたいということよりも、今までの現状というのは、委託費で賃金を支払い、それで管理の委託をして、賃金を払っていたと思うんですね。

それで、毎年ではなかったのかな、ヘラブナの放流というのは。現在までの経緯が、なぜこういうことが出たのかを含め、ありますので、その辺をちょっと説明いただきたいと思います。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今の現状ですと、平成23年の場合、過去最高の方々、震災にもかかわらず入っていただいたということで、大きな修繕等がなければ、その使用料の中で施

設の維持管理等はできる、これは人件費も含めましてですね。その中に、維持管理の中で大きなものはヘラブナの導入でございます。毎年6トンから7トン、こういうヘラブナを入れております。

ただ、これはどうしても今、管理している管理人さん方にいろいろ聞きますと、やはり釣れないと人は来ないと。そんなことで、このヘラブナの導入、これは欠かせない経費かなというふうに考えています。

以上です。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） そうしますと、今後これが通りますと、当然、指定管理者の選定をされるわけですね。それで指定管理者に、今後の協定がいろいろあると思うんですけれども、例えば、ヘラブナの放流は、当然そういった、釣れなければしょうがないということですから、放流はあり得ると。

あるいは、指定管理者の委託費という形で、今度、出るのか、あるいはその範囲の中でやるのか。その辺が、これは将来的にはどういうことが想定される、考えられるということになるのか、そういうことが考えられるのか。

あるいは、当然、市からまた繰り出さなければならないような、プラス補助金みたいな形で出さなきゃならないのか、全くそういうことを考える必要がないのか。そういうことを考える必要があるというならば、今のままやるべきものだと思うし、そういうことの想定がなければ、当然負担はすべてそっちで全部管理してやっていただくということになれば、そういうことも、またその選定の一つになろうと思うんですけれども、その辺はどう考えられているのか。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） ちょっとこれは個人的な考えですけれども、1つ懸念されることは、ヘラブナの放流が大きく挙げられると思います。

例えば、放流する量を協定の中で、年度協定もしかるべきだと思いますけれども、その中で協定していかないと、自由に管理ということになってきますと、例えば、3年間の協定ですと、3年目には全然入れないで、最後もうけるだけ、そういうことはないですけれども、収入だけ得ちゃって、そのまま次の年は、我々は指定管理を受けませんよと、実はそういう事例も他のところであつたというふうに聞いております。

そういうことで、今回のこの指定管理の導入につきましては、ヘラブナの量等につきましては、職員の立ち会いのもと、年間放流する量、これは協定の中で定めていきたい、そういうふうを考えております。

それと、何でこの時期に、この指定管理者の制度を導入するかということでございます。現在、本当に23年度が、過去から比べますと、一番いい形で人が入ってきていただいています。そんなことで、これはやはり釣りの好きな人たち、特にあそこは好きな人たちが集まって、きょうも実はお休みの日なんですけれども、自分たちの座る、すのこを来場者がみんなで直そうよという、そういうボランティアも今、動いております。

そういうことで、やはりその道にたけた団体、そこにひとつ、今のうちにその指定管理者の制度を導入しながら、民の活力、これを導入したい、そういうふうを考えて、今回上程させていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 今まででも委員会の中で、ヘラブナの購入については、いろいろ質問されているんですよね。それで、1者で六・七トンも集まるのかとか、そういうこともやっているんで、これヘラブナについては行政側で対処して、あと指定管理者は、ただ労務管理と、それから収支の管理だけをするという、そういうことなんですか。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） ちょっと私の説明が悪くて申し訳ありません。

ヘラブナに導入については行政が行うということじゃなくて、例えば、6トン、7トン入れましたということが、やはり受けていただく指定管理者が自分たちで言われても、対市民に対して、本当に入れたんですか、水を入れていなかったという、その何トンというのはどういうふうにはかったんですかとか、そういうことも問われるかと思います。

今までやってきたように、水槽をあらかじめ指定して、その中に何匹入っているか、そういうようなことで市民にも説明できるような、入れた量の確認は、これは市のほうで必要なのかなとそういうふう考えて、先ほどちょっと説明させていただきました。

ただ、この入れるものにつきましては、やはり指定管理者制度の中で、指定管理人のほうがりーダーシップを持ってやっていただく、そういうことで我々は考えています。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英）　　ということは、ヘラブナの投入からすべてのことについて、指定管理者が全部やっていただくと。それで、収支につきましては、プラスになる、赤字になることもあると思うんですけども、それについて指定管理料を払っていくということなんですか。最初から決めるわけですよ、指定管理料というのは。

○委員長（平野忠作）　滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　今いただきましたご質問につきましては、これから協定作業、指定管理の公募に際します要項等の中で検討させていただきたい、そういうふうに考えております。

（発言する人あり）

○委員長（平野忠作）　滑川公英委員。

○委員（滑川公英）　23年度の決算というのは、実際にやってみたら、トータルした場合に、どれくらいの黒字になっているのか。

○委員長（平野忠作）　滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　23年度の部分につきましては、差し引き2万521円の赤字ということで、ほぼ入場料収入で維持管理等がされています。ただ、23年は管理棟の大きな修繕もあったということでございます。

また、料金等の関係につきましては、精算等で、黒字の場合には市の収入も考えてございます。赤の場合につきましては、例えば、大きな工事があったとか、そういう部分については市のほうでやりますけれども、赤の部分については、場合によっては管理料として市の支出、これもこれから検討させていただきたいなというふうに考えております。

ただ、現状の23年度の入場者数がそのまま推移していただければ、この施設は、十分収入で大きな工事以外は賄えるのかなと、そういうふうに考えています。

○委員長（平野忠作）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作）　特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（平野忠作） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第10号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野忠作） 改めて採決いたします。

否決とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野忠作） 可否同数。

可否同数であります。

よって、旭市議会委員会条例第17条の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。

議案第14号について、委員長は可決と裁決いたします。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「委員長」の声あり）

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 今、第14号については可否同数、委員長裁決であると、その辺を報告していただきたいと思います。

○委員長（平野忠作） 報告といたしますか、私はそれに賛成ということでございます。

○委員（日下昭治） そういう経緯を報告していただければ、そういった状態でありましたと。

○委員長（平野忠作） そうですね。同数でありまして、委員長が賛成ということで可決されたということで、それでよろしいですか。

（発言する人あり）

○委員長（平野忠作） それでは、確認いたします。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（平野忠作） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、商工観光課の所管事項につきまして、3点ほどご説明等させていただきます。

ちょっと資料がなくてすみません、口頭でご報告を申し上げます。

1つ目は、中小企業等グループ施設等復旧整備事業補助金、通称グループ補助金というものがございます。ご承知のように、一般会計を通さないで、国が2分の1、県が4分の1、合わせまして4分の3の事業費補助金を交付をするものでございます。

既にこれにつきましては、現在まで5次認定ということで、いろんな形で支援が始まっております。本市につきましては、3次認定で水産加工、この加工のグループ等、旭市の事業所では15事業所がございます。補助金的には約8億4,000万円ほど認定をいただいております。これが昨年11月30日に認定をいただいた分。

それと、5次認定につきまして手を挙げまして、旭市につきましては53の事業者、これが6月27日に実は認定を受けております。認定を受けました金額は、補助金的には国・県の補助金を合わせまして、約6億6,000万円ほどでございます。

ただ、今回、先ほどの水産加工業者が15、観光に携わる方々が53ということでありましてけれども、まだまだ実は、ここのグループ補助金、手を挙げたいんだけど、なかなか国からの支援がいただけない、そういう事業者も数多くいます。

そんなことで、今回、国あるいは県に対しまして、6次募集をぜひやっていただきたい、そこに旭市も手を挙げたい、そういうことで、今、運動しております。国等の中では、先般総理大臣が6次募集に向かって補正予算を組みたい、そういうことも聞いております。

そんなことで、6次募集につきましては、まだまだ復興できていない、そういう事業者へのこの事業につきまして、商工会と一緒にしながら支援をしていきたい、そういうふうに考えております。このグループ補助金につきましては、現在そういうことで動いています。

それと、実は10月14日、第2日曜日になりますか、いいおかユートピアセンター、ここで午前10時から復興フェスタ in 九十九里ということで、これは市の主催ではなくて、実は九十九里観光振興協議会、ここが今、この補助金等を使いまして、復興を目指しているグループ、銚子市あるいは山武市も一緒になりまして、63の事業所がすべて参加しまして、自分たちの持っているいろんな物品等、これをPRしようということで、復興フェスタ in 九十九里ということで、10月14日、10時から2時まで、実は開催する予定で今、進んでおります。

ぜひ時間等ありましたらば、復興を目指しているグループの姿を見ていただければと思います。

それと、2点目としましては、夏の観光でございます。夏期観光、いろいろ取り組みをいたしました。特に、海水浴場の入場入り込み数につきましては、いろいろ各観光協会等の努力をいただきましたけれども、23年は開設してありませんので、22年に比べますと、矢指で79.7%ということで、大分落ち込んでいると。飯岡地区につきましては、海の家等がありませんでした。そういうことで、45.4%ということで半分に満たなかった。そんな形で、海水浴につきましては、2年前の姿にはなかなか戻っていない、そんな状況でございます。

それと、食彩の宿いいおか荘につきましては、政務報告あるいは一般質問等で申し上げましたように、いいおか荘あり方懇談会、ここで現在議論をさせていただいております。

当面、予定としましては、10月15日にあり方懇談会を開催させていただきまして、ここで第4回目ということで、当初からの予定であります4回を終わって、その中で、懇談会での

意見の集約を市長のほうに報告をさせていただいて、一応懇談会につきましては、そこで解散、そんなことで、10月15日を最終の予定で現在進めているところでございます。

以上で商工観光課の報告等終了いたします。

以上です。

○委員長（平野忠作） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 都市整備課から1点、報告をさせていただきます。資料はございません。

報告内容は、文化の杜公園の使用についてでございます。

今般、旭一中と旭二中の両校長から、サッカー部の部活動の練習場所として、文化の杜公園内の多目的広場を使用させていただきたい、こういった趣旨で、市と教育委員会あてに要望書が提出をされました。

市といたしましては、この要望書と併せて教育委員会からの内申もありましたので、庁内で検討した結果、サッカー部の部活動の実態を踏まえまして、一定のルールのもとに使用を認めたいと、このように考えてございます。

都市公園の多目的広場につきましては、基本的には公園条例に基づく公の施設として、市民への開放が大前提となりますが、一定のルールとして、独占的な利用とならないよう市民の利用に配慮すること、あくまで都市公園の多目的広場であり、サッカー専用の広場ではないという認識のもとで適切に使用すること、芝生の状態を見ながら練習場所を替えるなど、芝生の保護に努めること、こういったことが主なものでございます。

なお、使用開始につきましては、来週9月24日ごろから、現地におきまして立ち会いのもとで進めたいと、このように思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 下水道課長。

○下水道課長（加瀬喜久） 下水道課からは、工事の執行状況についてご報告いたします。

今年度予定しておりました口の新田地先、主要地方道旭小見川線、西宮橋の西側でJR総武本線北側と仁玉川に囲まれました周辺3.3ヘクタールの面整備工事、管渠建設工事を8月に発注いたしました。

工事に当たっては、交通規制や騒音などで大変ご迷惑をおかけいたしますが、住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、工事のほうを進めてまいります。

下水道課からは以上でございます。

○委員長（平野忠作） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことが

ありましたらお願いいたします。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 商工観光課長にお聞きしたいんですけれども、いいおか荘、過日の一般質問のときも時間がなくて、ちょっと詳しくはする機会がなかったんですけれども、これからのあり方懇談会のほうは、10月15日で最終の取りまとめだということなんですけれども、例えば、復興交付金、それに該当するような方向としては動きが、動きといっても、その方向になるのかな、その辺をちょっとお聞きしたい。

それと、いろんな今、国の復興交付金の問題、19兆円ですか、あの予算。その中で、被災地以外でも復興交付金を使われていると、沖縄のほうでも使われていると、そっちでも使われると。そういう現状で、復興交付金の枠があって、それだけのものがあるわけですので、その辺が、どの方向に進まれているのか、参考にお聞きしたいと思いますけれども。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今のご質問の復興交付金の関係につきまして、現時点での情報の提供ということでお聞き取りいただきたいと思います。

懇談会の中でも、国等に対しての支援を求めたらという、そういう意見もいただきました。そんなことを踏まえまして、市長と協議した中で、復興庁のほうへ先般、担当者とともに実に出向きまして、旭市の状況等を説明させていただきました。

1つは、冒頭、今、民間が一生懸命、その復興に目がけて施設が立ち直っていきつつあると。ただ、市の施設である旧食彩の宿いいおか荘、閉じたままということで、これはしのびがたいという話をしたわけなんですけれども、逆にですね、復興庁の職員からは、民間が第一だよということで、民間がやはり先に復興して、その後、市の施設と、そういうことでご理解くださいと。

そこが入り口で、旭市のほうからは、1つ提案としまして、屋上を避難所として活用したい。その中で、例えば安全防止柵とか、あるいは外階段、そういうところにつきましては、復興庁のほうで支援いただけますかという問いに対して、向こうからは、人の命を守るということで、それは行けそうだなという、断言はできませんけれども、その筋道はよく理解していると。ただ、ちょっと傾いたところを基礎から上げる、その部分までについて、復興庁で出せよというのは、それはどうなのですかということでありました。

それと、もう一つは、1階の崩れたところということではありませんけれども、1階の部

分について、震災を後世に忘れないように伝える、そのようなことで、資料館的な祈念館、そういう部屋を一つ設けながら、施設を活用したいんだと、そこに復興のお金は使えますかという、そういう問いに対しましては、考えは理解はできると、出せないというわけじゃないけれども、ただ現時点では、被災者、例えば仮設住宅にいる方々の生活再建が第一でしょうと、その次にひとつ議論しましょうと。

具体的には、今、市でやっていますまちづくり計画、この中にちゃんと書き込んで、市民の方が必要ということであれば、そこの中に書き込んできた、その計画は来年の1月ころをめどに今、作っておりますけれども、その中で十分議論をしてこい。そのときに、その話をひとつテーブルに上げましょうというところで聞いております。

それと、じゃ、ついでにその2階、3階、あるいは食堂の部分等についても、国の支援はいただけませんかという問いに対しては、国のほうからは、それは復興庁の復興交付金という制度はどうなんですかねということで、ご承知のように、復興庁の補助金は9分の8が国から出る、あとの残りについても交付税措置ということで、復興庁の職員は100%補助ですよと。

そういうことで、この100%補助については、先ほどの屋上あるいは復興の祈念館、その部分についての、そこはきょうは承りましょうと。あとの部分については、関係する省、例えば観光の部分とか、そういうところについて、補助金があるかどうか、ともに探しましょうという、そういうことで、復興庁との打ち合わせは終わりました。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） ぜひ、その辺は担当課のほうで、いろんなものを把握してもらって、まあ、勉強してというより、皆さん勉強しているから、そういうことは必要ないと思いますけれども、いろんなものをやってもらって、取り組んでもらって、やはり市民のサービスですね、その辺ね。

昨日の、今いろいろ代表選をやっていますよね、民主党、あるいは自民党の総裁選。そういった中で、総理が答えていたのに、それらについていろいろあったと思うんですよ。沖縄のほうで、そういった復興交付金を使っている、そのほか向こうの、それがなぜそういうことになったかということは、今後いろんなものが想定されると。南海トラフ、そういったものの、今後のものを含めてであると。阪神・淡路からそういうものがあったということらしいですよ、阪神・淡路大震災以降ね。

それであって、今回も出ていますけれども、公営住宅、あれも既に阪神・淡路からそういったものを取り組まれていたもので、8分の7の補助金があるものが、それで、初めて今回、旭市は出てきたんですけれども。しかし、かなり前からあって、もう既に何回も国交省からそういった通達が来ている、出しているということなんですよ。そういうことであるから、いろんなものを調べてもらって、有利なものにぜひ取り組んでいただきたいと。

そういった、単純に復興予算だ、復興予算だという話をしているけれども、現状はそうではないよということを、総理そのものが発言しているわけですので、ぜひそういう件をお願いしたいと思います。それについてはもういいです。

○委員長（平野忠作） ほかにございませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 今のいいおか荘のことなんですけれども、説明の中で、あれは全部、今の東から西まで全館を使って屋上を避難所にとすると、資料館にとすると、そういう意味なんですか。それとも、どこかで切っちゃうとか、その辺をちょっと説明願いたいと思います。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） まだその辺は詰めてございませんけれども、我々が復興庁へ持っていったのは、屋上は、広さ的には、面積的に約567平米ぐらいあるのかなと。その中で、平米当たり2人としますと、1,000人を超える収容が可能と。

それで、屋上をそういう避難所にした場合のメリットとしまして、例えば、いろんな発電機だとか、いろんな非常食とか、そういうものを屋上に備蓄することによって、1階に置いておくというのは、ちょっとこれは今回津波の被害であまり好ましくないと、そういうようなことで、屋上にとということで、そこは復興庁が理解してくれました。想定としては、すべてのところということで説明をしたと。

あと1階の部分については、いろいろ今、課の中でも議論していますけれども、崩れた食堂の部分の、あとから造ったところ、あそこをもう取っちゃったほうが早いのかなと、そんなことも含めて、復興庁と意見交換をしたということは記憶しております。

以上です。

○委員長（平野忠作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（平野忠作） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時18分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 平 野 忠 作